

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第7号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時又は非常勤の職員の退職手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>履歴書</u>（別記第2号様式）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(非常勤の職員の退職手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。